

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月1日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	120-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_5/dir1_5_7/index.shtml">http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_5/dir1_5_7/index.shtml</a>

執行機関名 香川県知事

難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	難病(知事が指定するものに限る。)の患者に対する当該難病に係る医療に要した費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	98	
③番号法別表第2の項	120	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年12月22日条例第36号)別表第1第2の2の項 難病(知事が指定するものに限る。)の患者に対する当該難病に係る医療に要した費用の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第1条	香川県指定難病医療費助成実施要綱 前文
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であつて、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病に患者の療養生活の質の維持向上を図り、もつて国民保健の向上を図ることを目的とする。	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下、「法」という。)第5条第1項に基づく特定医療費の支給認定(以下「支給認定」という。)又は香川県が指定した難病に対する医療費助成の支給認定の事務手続及び運営等については、法令によるほか、本要綱に定めるところにより行い、もつて支給認定の適正な実施を図るものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		香川県指定難病医療費助成実施要綱